

いわちゃん ポスト

岩井やすのりの県政かわら版

千葉県議会議員



岩井やすのり

プロフィール 1970年(昭和45年)生まれ 48歳
早稲田大学大学院 政治学研究科修了
H27年 千葉県議会議員 2期目当選
県土整備常任委員、県視覚障害者協会評議員

岩井やすのり 議員事務所

TEL: 0476-36-7799

HP: <http://www.iwai-y.jp> メール: mail@iwai-y.jp

印旛郡栄町安食台 2-26-23(栄町役場前大山ビル 2F)

旅券交付の権限移譲 市町村に負担しわ寄せ

地方分権の進展により、都道府県から市町村への権限移譲が進む旅券(パスポート)の交付事務。しかし、そもそも都道府県が得る手数料収入が少なく、移譲を受ける市町村へのしわ寄せが懸念されています。

●今年7月開始の印西市/栄町は来年1月から

旅券法の規定により都道府県が行うとされていた旅券交付事務は、地方分権一括法の公布、施行を背景に、平成18年3月より都道府県が法定受託している範囲内で市町村への権限移譲が可能となっています。

旅券交付事務が権限移譲され地元市町村で発給できるようになることは、「申請者にとってより身近な場所にて旅券の申請・交付が可能となり、交通費、移動時間などの負担軽減が図れること」や「旅券申請に必要な戸籍謄本の取得とともに一括して一般旅券の申請を行えること(ワンストップサービスの実現)」等のメリットが期待されることです。

県が主体となり市町村への権限移譲を進めてきた結果、今年7月の印西市に続き栄町でも来年1月から開始が予定される等、今年度末までに県内26市町にて旅券交付が行えるようになります。

●旅券手数料1万6千円のうち1万4千円は国へ

ところで、昨年の県議会・決算審査委員会で取り上げられたのが、旅券交付1件あたりの収支です。

これは権限移譲された市町村ではなく、県が申請者に直接交付するケースについてですが、例えば10年旅券の場合、申請者が納める手数料1万6千円のうち1万4千円は国に納付されることとなり、旅券交付による県の手数料収入はわずか2千円しかありません。27年度決算ベースで、1件あたり2,270円を事業コストとして支出していたことから、県は旅券を1件交付するごとに270円の超過負担となっていたことになるのです。

旅券交付に係る財政負担の推計(栄町)

期間	取扱件数	事業費(千円)	財源(千円)	町負担額(千円)	1件あたり町負担額(円)
31.1.15~ 31.3.31	160件	432	122	310	1,937
31.4.1~ 32.3.31	768件	1,765	827	938	1,221

平成30年8月 栄町担当課からの聞き取りによる

●年間90万円余り、1件あたり1221円の超過負担

さらに深刻なのが、権限移譲を受けて旅券発行事務を行う各市町村の財政負担です。

例えば、来年1/15から旅券発給事務を開始する栄町では、1/15から3月末日までの2か月半で予想される取扱件数は160件。日々雇用職員の賃金などの事業経費が43万2千円と見込まれる一方、1件あたりの標準単価に取扱件数を乗じて算出される県からの特例交付金は12万2千円にとどまり、結果、町にとっては31万円の超過負担となってしまいます。同様に、31年度は768件の取扱いで176万5千円の事業経費に対し、県からは82万7千円の交付金にとどまることから、93万8千円の超過負担となってしまうことになるのです。

先ほど、県は27年度決算ベースで、旅券発給1件あたり270円の超過負担になっていたとお伝えしましたが、31年度の栄町では1件あたり1,221円の超過負担。決して看過できる数字ではありません。

これは栄町のみならず県内の多くの市町村が抱える問題。旅券交付の権限移譲を進めてきたのは千葉県であることを踏まえ、旅券交付事務に関わる特例交付金の算定方法の見直し、そもそもの国と県との手数料収入割合の改善への働きかけを強く求めてまいります。

国保・激変緩和財源 都市部重点配分による副作用

今年度より、財政運営の主体が県に移管された国保広域化。一部市町村の保険料急増を防ぐとして行われた激変緩和措置ですが、その財源が都市部自治体に重点配分された結果、対象外自治体の保険料に大きな影響が出ています。

●激変緩和の配分 船橋など5市で67%、64億円

加入者平均年齢が51.5歳と高く、1人あたり医療費が33.3万円と突出して高いなど、年齢構成や財政基盤に構造的な課題を抱える国民健康保険（市町村国保）は、今年度より、都道府県単位で運営を行う「国保広域化」を実施。しかし、一部自治体にて急激な保険料増にならないようにとの激変緩和措置は、95億円の財源のほとんどが都市部自治体に配分されることになり、対象外となった自治体から不満の声が上がっています。

配分先は多い順に、①船橋市23億2600万円、②柏市10億9300万円、③市川市10億5700万円、④松戸市10億4900万円、⑤千葉市8億7千万円 等20市町。上位5市で計64億円、全体の67%を占めており、いかに県北西部の都市部自治体に重点配分されたかがわかります。

結果、1人あたり保険料は、船橋市で11万1,585円になるところが10万301円と1万1,284円減、習志野市で10万8895円になるところが9万9,044円と9,851円減となった一方、印西市では10万1,500円になるところが10万7,959円と6,459円増、栄町でも9万7,952円になるところが10万4,413円と6,461円の増となったのです。

●県東・県南の小規模自治体が高負担となる結果に

問題は、1人あたりの所得額が大きい都市部自治体が重点配分の対象となり、逆に所得額の小さい県東・県南の小規模自治体が対象外となったところにあります。

表の右は、1人あたり基準総所得金額（医療分）を30年度保険料で除して得た割合（%）。激変緩和措置による配分対象となった20自治体は14~15%と低い値である

30年度市町村別1人あたり国保保険料 (単位:円)

市町村名	激変緩和なし	激変緩和配分額	激変緩和後	1人あたり所得額②	保険料/所得額①/②	順位
	30年度保険料		30年度保険料①			
船橋市	111,585	23.3億円	100,301	671,385	14.94%	13
市川市	107,279	10.6億円	103,276	726,508	14.22%	3
印西市	101,500	なし	107,959	671,680	16.07%	28
栄町	97,952	なし	104,413	602,068	17.34%	45
長柄町	101,318	なし	107,777	579,539	18.60%	54

平成30年9月 県保険指導課からの聞き取りによる

のに対し、県東・県南地区の町村等の小規模自治体では16~18%という高い値。一方で、激変緩和措置の対象とならなかった自治体やその住民が、その所得に比して大きな負担を強いられることとなっているのです。

●推計被保険者数と実数とのずれ ツケは自治体に

加えて問題なのが、実数とかけ離れた自治体ごとの推計被保険者数。市町村が国保事業に関わり県に納める、国保事業費納付金の算定根拠となる30年度分の被保険者数は、27~29年度の被保険者数推移から推計されたもの。しかし、28年の制度改正により国保から社会保険へ被保険者の移行が進んだため、県による推計値は各自自治体の実数と大きくかけ離れたものとなっています。

栄町の例で言えば、実際の被保険者数が5861人であるところ、推計被保険者数は6271人。その結果、5861人分の保険料収入しかないのに、県からは6271人分の国保事業費納付金の支払いを求められ、町が不足する410人分の保険料を負担しなければならないのです。

国保事業費納付金の支払いについては各自自治体が苦慮しており、この9月議会にて強く訴えているところでした。

国保 推計被保険者数と実数にずれ

